○国土交通省令第四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令

（農住組合法施行規則の一部改正）

第一条　農住組合法施行規則（昭和五十六年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事に対する異議の申出についての土地改良法施行規則の準用）

第二条の二　農住組合法施行令（以下「令」という。）第六条において準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出については、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。この場合において、同令第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第四条中「農住組合法施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）」を「人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）」に改める。

（市民農園整備促進法施行規則の一部改正）

第二条　市民農園整備促進法施行規則（平成二年農林水産省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）」を「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）」に、「人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）」を「人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（土地改良法施行規則の準用）

第七条の二　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○農林水産省環境省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四十号）の施行に伴い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　裕
環境大臣　大塚　珠代

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成二十六年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「同条第四項第一号又は第二号」を「法第七条第四項第一号」に改め、同項第六号中「第七条第四項第四号」を「第七条第四項第三号」に改め、同項第七号中「第七条第四項第五号」を「第七条第四項第四号」に改め、同項第八号及び第九号中「第七条第四項第八号又は第九号」を「第七条第四項第七号又は八号」に改め、同項第十号及び第十一号中「第七条第四項第十号」を「第七条第四項第九号」に改める。

第二条第四号及び第五号中「又は第二号」を削り、同条第六号中「第七条第四項第四号」を「第七条第四項第三号」に改め、同条第七号及び第八号中「第七条第四項第四号」に改め、同条第九号中「第七条第四項第六号」を「第七条第四項第五号」に改め、同条第十号及び第十一号中「第七条第四項第七号」を「第七条第四項第六号」に改め、同条第十二号中「第七条第四項第八号又は第九号」を「第七条第四項第七号又は第八号」に改め、同条第十三号及び第十四号中「第七条第四項第十号」を「第七条第四項第九号」に改める。

別記様式第1号の別表3―1―①の（添付書類）の（7）の（注）中「第4条第2項第1号ロ」を「第4条第6項第1号ロ」に、「第12条各号」を「第6条各号」に改める。

別記様式第1号の別表3―1―②の（添付書類）の（7）の（注）中「第20条各号」を「第13条各号」に改める。

別記様式第1号の別表3―2―①の（注）2中「第4項第1号から第3号まで及び第5号から第10号まで」を「同条第4項第1号、第2号及び第4号から第9号まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第五十七号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「のうち一般電気事業又は特定規模電気事業を行う者」を削り、「平成32年」を「平成42年度」に改め、「一般電気事業については、」を削り、「50％以上、特定規模電気事業については、2％」を「44％」に改め、「、一般電気事業者については」を削り、「平成22年度」を「平成28年度」に、「（注3）」を「（注）」に、

「Ⅳ　その他非化石エネルギー源の利用に関する事項

」を